

大阪府における死因究明等の推進

<内容>

1. これまでの大阪府の取組み
2. 大阪府死因究明等推進計画の概要
3. 今年度の取組み
4. 今後の取組み

1.これまでの大阪府の取組み

| 年度 | 取組み内容 |
|-----------------|--|
| S21年度 | ・死因調査事務開始※法令に基づく監察医務を開始 (S56年度に「大阪府死因調査事務所」から今の「大阪府監察医事務所」に名称を変更) |
| H28年度 | 「大阪府死因調査等あり方検討会」(以下「あり方検討会」という)を設置 公衆衛生、地域医療、高度急性期医療、法医学、在宅医療、救急医療等の専門家による意見交換会 |
| H29年度 | 「大阪府死因調査等協議会」(附属機関)を設置(11月) あり方検討会を平成28年度で解消。より広く意見を求めるため新たに警察医、訪問看護や住民代表を委員に追加し、大阪府全体の死因調査体制の整備について専門性を持って知事に意見具申する附属機関として設置 委員10名(公衆衛生学、医師会、警察医会、2救急医療、2大学医学部長、警察、訪問看護、住民代表) |
| | 「大阪府死因調査等協議会意見とりまとめ」(H30年2月) 「死因調査体制の整備に向けた今後の取組み」(大阪府健康医療部) |
| H30年度 | かかりつけ医、救急医向けに研修実施(大阪府医師会へ委託) |
| H31年度 (R元年度) | 監察医事務所にCT車を整備 ※CT車導入に伴い、府事務手数料条例を一部改正(死体検案書発行手数料:11,700円→20,000円) |
| R元年度 | 監察医事務所の検案・解剖等のデータベース化、検案要請書の様式統一化 |
| R3年度 | 国の「死因究明等推進計画」の閣議決定を受け、協議会の委員構成を見直し 委員数10名→12名(公衆衛生学、医師会、歯科医師会、警察医会、救急医療、法医学2名、警察、検察、海保、訪問看護、住民代表) |

【大阪府死因究明等推進計画】

「死因究明等推進基本法」にもとづき令和3年6月に国で閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として令和5年3月に策定

2. 大阪府死因究明等推進計画の概要

1 基本的事項

〈 計画の趣旨 〉

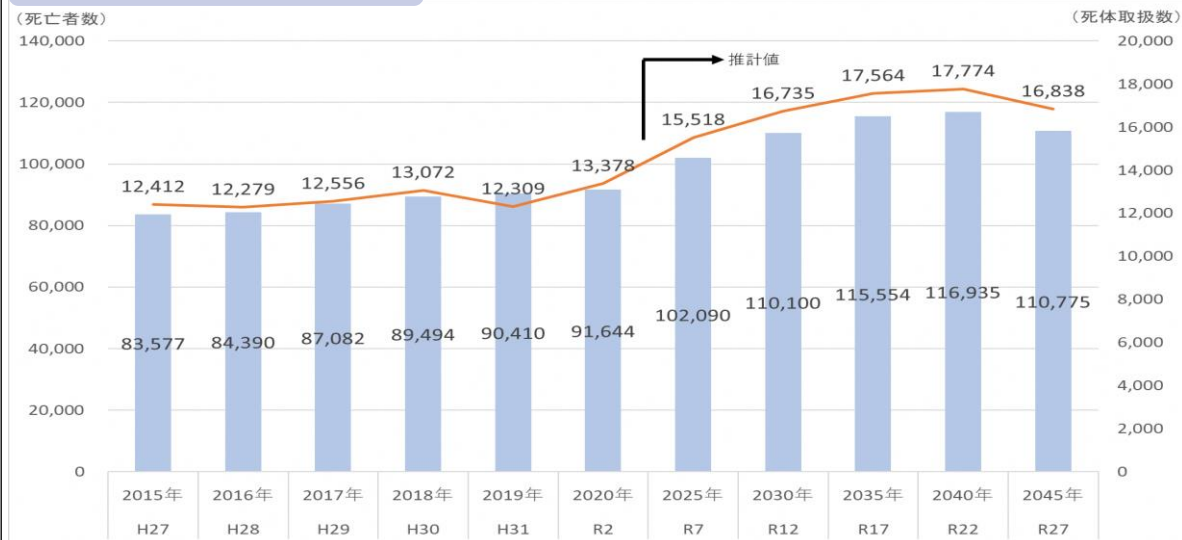
死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの

〈 計画の位置付け 〉地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定

〈 計画期間 〉令和5年度～令和7年度（3年間）

2 現状と課題

現状



- ① 府内死亡者数の増加に伴い、死因不明の死体取扱数の増加見込
(2040年ピーク時は、2020年比約1.3倍の17,774件)
- ② 監察医制度のない大阪市以外での死亡時画像診断が限定的
(R4:市内1,876件、市外53件)
- ③ 在宅での看取りが円滑に進むよう「人生会議」を周知啓発
- ④ 大規模災害時には、多数の死者、身元不明者が発生見込

出典：（死亡者数）「大阪府の将来推計人口について」大阪府企画室計画課（2018年）
「人口動態調査」厚生労働省（2015年～2020年）
（死体取扱数）大阪府警察本部提供データ 今後の推移は死亡者数を基に過去10年間の平均率を乗じて算出

〈 抽出された課題 〉

- ① 死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ② 大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③ 死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④ 大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

2. 大阪府死因究明等推進計画の概要

【基本方針】

- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。
- 体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

| 4つの重点施策 | 主な取り組み内容 | 主な目標 |
|---------------------------------|---|---|
| 【重点施策1】 死因診断体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨床医向け研修 死因診断の重要性に対する理解促進 等 (2) 人材の確保・育成 府内医学系5大学へのヒアリングを実施 (3) 歯科医師への研修 歯牙による身元確認対応が可能な歯科医師の育成とスキルアップ (4) 検案サポート医体制の検討 死亡時画像診断に係る読影技術向上研修 (5) 救急医療機関との相談体制構築 救急医と監察医による死因判定等の意見交換 等 (6) 警察医への情報提供 捜査への影響等に留意した司法解剖結果等の情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 ⇒ 毎年100名以上 ・監察医事務所での実習生受け入れ数 ⇒ 年間10名以上 ・監察医の委嘱数 ⇒ 3年間で5名以上（初年度に実効性のある対応を実施） ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり |
| 【重点施策2】 適切な検査・解剖体制の構築 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡時画像診断の導入及び活用 モデル地域における試行実施の効果検証と、他地域への展開 等 (2) 遺族感情に配慮した対応 市外の均てん化を進めるための国モデル事業を通じたノウハウ蓄積 等 (3) データの利活用 監察医事務所データベースを公衆衛生の向上と疾病予防等に活用 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、地域の状況に応じた仕組みづくり ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回） |
| 【重点施策3】 施設の連携・強化 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 法医学教室等との連携推進 府内医学系5大学等と連携した検査・解剖体制の構築 等 (2) 監察医事務所の設備等の対策 国の補助金等を活用しながら施設や設備の充実 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理 ・監察医事務所の施設や設備充実 |
| 【重点施策4】 施策推進のための環境整備 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 府民啓発 人生会議を通じた死因調査体制の理解促進 等 (2) 警察における検視体制の充実 署員のレベルアップの取組継続等による検視官の効率的運用 等 (3) 身元確認体制の整備 大規模災害の発生に備えた関係者間での情報共有 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 ・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内） |

3. 今年度の主な取組み

昨年度策定した「大阪府死因究明等推進計画」に基づき、今年度は以下の事業を中心に展開

死因診断体制の整備①

<臨床医向け研修の実施> ※大阪府医師会委託事業

- ・救急医向け及びびかりつけ医を対象とした死亡診断書に関する研修を実施（H30年度～）
- ・今後は、救急医が実際に死亡診断書作成することの重要性についての理解を含める研修を実施するとともに、在宅での看取りの増加を見込んだ臨床医を対象とした研修を実施していく。

死因診断体制の整備②

<市外CT実施>

- ・死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応が難しい地域について、監察医事務所のCTを活用【受入実績：9件（8月末まで）※11件（R4年度）、38件（R3年度）】

<法医学教室等との連携>

- ・人材確保、育成の今後の取組みについて、府内5大学にヒアリングを実施し取組方策を検討

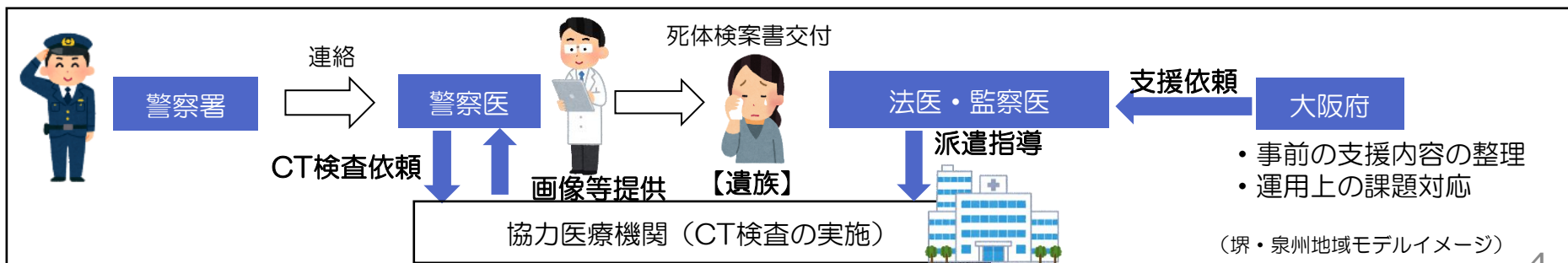
<災害対応>

- ・大規模災害を想定した、関係者による身元確認訓練実施に向けた協議・検討

府内死因究明体制の均てん化

<検査・解剖協力機関の確保及び検案サポート体制確保> ※堺・泉州地域モデル事業

- ・大阪市外の検案を実施している警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
- ・死後CT実施協力医療機関の確保、警察医を対象とした読影技術向上研修の実施（監察医事務所での監察医が実施する画像診断の機会を活用）
- ・今後は、大阪市外での地域を拡大し実施していく。

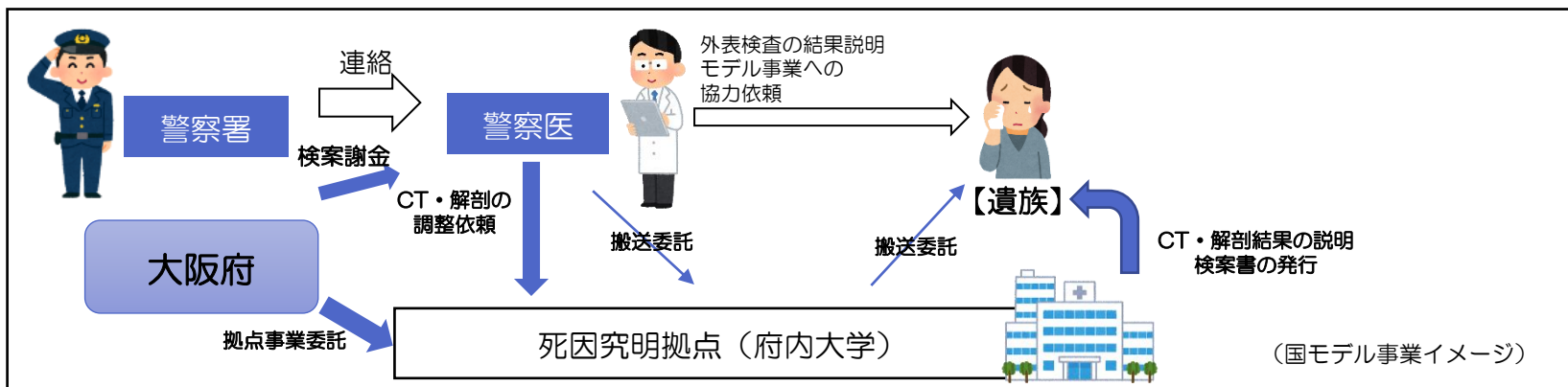


3. 今年度の取組み

国モデル事業

<死因究明拠点整備モデル事業>

・大阪市外の行政扱いのご遺体について、遺族の同意を得た上で、大学法医学教室においてCT・解剖等必要な検査を実施することにより、府内の死因究明体制の均てん化を推進



【令和4年度国モデル事業の実績】

モデル事業の遺族への説明実績：24件

CT・解剖実施件数：2件（CT：2件、解剖：1件）

(課題)

遺族の同意が必要であるが、外表検査による検案結果で納得されたご遺族は、それ以上の検査を求めず、早期にご遺体の返還を希望するため実施件数が伸びなかった。



(令和5年度事業での対応)

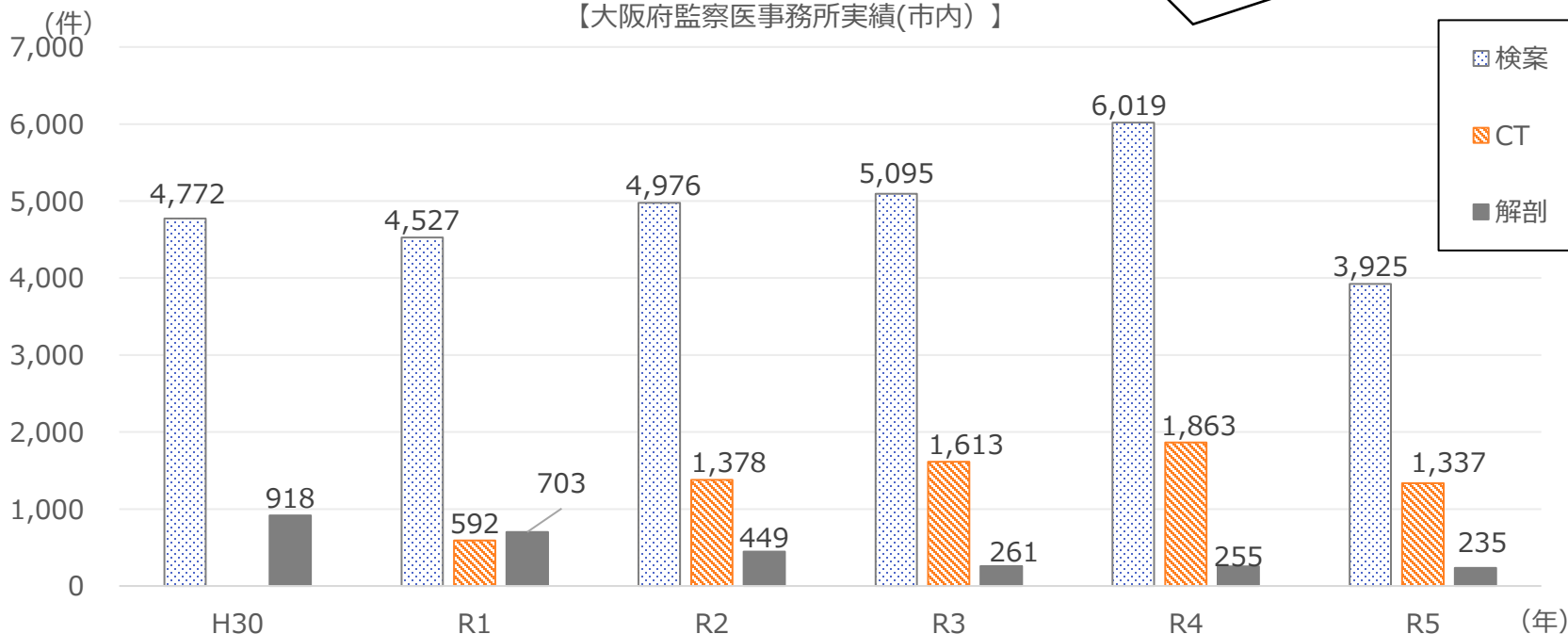
監察医としても勤務している警察医が、ご遺族へのCTや解剖の必要性について説明を実施

3. 今年度の取組み

監察医事務所の取組み

<死因調査の状況>

【大阪府監察医事務所実績(市内)】



CT導入により、CT件数は増加しているが、解剖件数は減少

※CT、解剖の件数は検案件数の内訳
※R5年は8月末までの実績

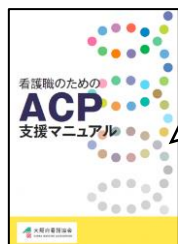
<監察医等の確保>

- ・法医学教室を要する府内大学及び監察医への呼びかけ
- ・監察医事務所での実習生の受入実施

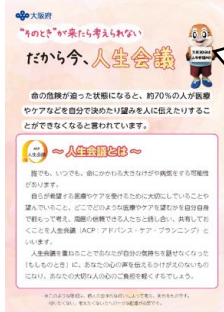
■「大阪府死因究明等推進計画」(R5.3策定)の着実な推進

- ・「かかりつけ医に対する死因診断研修」及び「救急医・監察医の連携」により、死亡診断書発行を促進。
- ・府域の検案体制等の取組み(府モデル事業)等を通じた府域全体の死因調査体制を整備(大阪市内と市外の均てん化)
- ・人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供(人生会議(ACP)の普及)や死因究明体制の理解促進などの府民啓発。(本人の意向を尊重した看取りの実現等)
- ・府内大学ヒアリングを踏まえた支援体制の検討(具体的な事業実施につなげる。)

【大阪府における人生会議(ACP)普及啓発に関する主な取組み】



【令和2、3年度】
人生会議(ACP)
実践マニュアルを作成し、普及啓発を担う専門人材の育成



【令和2年度】
患者・家族向けの啓発と実践に寄する啓発冊子と実践シートを作成



【令和3年度】
普及啓発動画(大阪府看護協会監修)を制作、YouTubeで配信



「がまんを頑張るより
本当の気持ち
教えてもらえますか？」

【令和4年度】
普及啓発漫画(大阪府看護協会監修)を制作、啓発資材として配布

■ 国の動き(次期推進計画の策定)や協議会での意見を踏まえ「大阪府死因究明等推進計画」の改定に向けた検討

【参考】

- 大阪府死因究明等推進計画はこちらからご覧いただけます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/shiinnkyuumei/index.html>
- 大阪府の人生会議に関する取組についてはこちらからご覧いただけます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryozaitaku/acp-zinseikaigi.html>